

「下請代金支払遅延等防止法」の運用基準の改正

運用見直し「買ったたき」を明確化

公正取引委員会は、1月26日に「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」で、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を取引価格に反映しない取引は、下請法上の「買ったたき」に該当するおそれがあることを明確化した。

明確化に伴い、実務の強化のため「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」（平成15年公正取引委員会事務総長通達第18号）を改正した。

発注者により積極的な対応を求める

「買ったたき」に該当する行為として、原材料価格や労務費等のコストが大幅に上昇したため、下請事業者が単価引上げを求めたに引き上げの要請があったにも関わらず一方的に価格を据え置く事が新たに追加されました。

さらに、明示的に協議することなく、従来通り価格を据え置くなどより積極的な対応をしなければ、「買ったたき」に相当するとの運用基準の改定が行われました。発注者は、価格交渉に向けた協議や回答を行う必要があります。

「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」の改定内容

「買ったたき」となる

- 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと。
- 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、下請事業者が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で下請事業者に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと。